



平成30年度決算が、第3回定例議会にて認定されました。全ての会計の合計で歳入総額114億9,780万6千円(前年度比3.19%減)、歳出総額で106億6,416万5千円(前年度比1.93%減)となりました。

## 平成30年度 決算の概要

### 町の台所事情

平成30年度決算が、第3回定例議会にて認定されました。全ての会計の合計で歳入総額114億9,780万6千円(前年度比3.19%減)、歳出総額で106億6,416万5千円(前年度比1.93%減)となりました。

一般会計決算の状況  
歳入・歳出ともに減少  
一般会計の決算額は、歳入で前年度比(以下、割合は全て前年度比)3.9%の減少、歳出で3.2%の減少となっています。地方税は、固定資産税や個人町民税などの増加により、1.2%の増加となりました。また、地方交付税が11.8%減少しました。

地方債は、地域活力創出拠点建築事業債等が減少したことにより20.9%の減少となりました。

公債費が10%を超え歳出を圧迫  
目的別では、民生費は国民健康保険特別会計繰出金の増などにより5.3%の増、農林水産業費は千年の苑事業の増などにより19.7%の増、商工費は地域活力創出拠点整備事業の減などにより63.0%の減、土木費は平沢区画整理事業の減などにより13.8%の減、消防費は防災行政無線のデジタル化などにより10.2%の増となりました。公債費は6.0%減少しましたが、歳出全体の10.95%を占めており引き続き財政を圧迫しています。

区分	決算額	構成比 (%)
議会費 (議会運営のための経費)	97,431	1.60%
総務費 (一般的な管理事務、徴税、選挙、財務事務等のための経費)	967,288	15.90%
民生費 (高齢者、障害者、児童等の福祉のための経費)	1,970,413	32.40%
衛生費 (ごみ処理、病気予防等のための経費)	554,586	9.12%
労働費 (労働対策等のための経費)	161	0.00%
農林水産業費 (農林業の振興のための経費)	235,191	3.87%
商工費 (商工業の振興のための経費)	125,245	2.06%
土木費 (道路、公園等の整備のための経費)	603,567	9.92%
消防費 (消防活動や防災等のための経費)	358,069	5.89%
教育費 (学校、公民館、図書館等の運営のための経費)	492,188	8.09%
災害復旧費 (災害復旧のための経費)	11,745	0.19%
公債費 (借入金の返済のための経費)	666,178	10.95%
合計	6,082,062	100.00%

区分	決算額	構成比 (%)
町税 (皆さんが納めた税金)	2,844,467	44.89%
分担金及び負担金 (保育料など特定の受益を受ける方から負担していただくもの)	71,817	1.13%
使用料及び手数料 (施設の使用料や住民票を取る時の手数料など)	38,715	0.61%
財産収入 (町有地を貸したり、売却して得たもの等)	2,354	0.04%
寄附金 (寄附されたもの)	14,773	0.23%
繰入金 (基金 (貯金) を取り崩したしたもの)	257,281	4.06%
繰越金 (前年度から繰り越されたもの)	313,232	4.94%
諸収入 (その他の収入)	122,245	1.93%
自主財源計	3,664,884	57.83%
地方譲与税 (税源移譲を行うまでの間譲与されたり、自動車重量税などが譲与されるもの)	93,371	1.47%
利子割交付金 (利子割戻税の一部を交付されるもの)	3,018	0.05%
配当割交付金 (配当戻税 (県税) の一部を交付されるもの)	8,360	0.13%
株式等譲渡所得割交付金 (株式等譲渡所得割戻税 (県税) の一部を交付されるもの)	7,654	0.12%
地方消費税交付金 (地方消費税の一部を交付されるもの)	340,416	5.37%
ゴルフ場利用税交付金 (ゴルフ場利用税 (県税) の一部を交付されるもの)	21,588	0.34%
自動車取得税交付金 (自動車取得税 (県税) の一部を交付されるもの)	39,815	0.63%
地方特例交付金 (減税のために地方税減収の補てんをするため等に交付されるもの)	10,774	0.17%
地方交付税 (国税のうち所得税、酒税等の中から財源保証及び財源調整により交付されるもの)	694,742	10.96%
交通安全対策特別交付金 (安全施設整備のために交付されるもの)	3,875	0.06%
国庫支出金 (町の事業に対し国が支出するもの)	603,912	9.53%
県支出金 (町の事業に対し県が支出するもの)	433,388	6.84%
町債 (借り入れたお金)	411,021	6.49%
依存財源計	2,671,934	42.17%
合計	6,336,818	100.00%

区分	総額(千円)	前年度増減比
国民健康保険特別会計	2,366,858	△10.16%
後期高齢者医療特別会計	2,307,854	△7.03%
介護保険特別会計	212,609	7.76%
介護保険特別会計	208,910	7.97%
水道事業特別会計	1,373,774	7.97%
水道事業特別会計	1,336,271	11.17%
下水道事業特別会計	661,308	6.15%
下水道事業特別会計	653,274	6.10%

区分	総額(千円)	前年度増減比
水道事業会計	546,439	△1.54%
水道事業会計	425,020	△11.32%
水道事業会計	0	皆減
水道事業会計	75,794	△23.25%

	平成30年度	平成29年度
実質赤字比率	(15.00)	(15.00)
連結実質赤字比率	(20.00)	(20.00)
実質公債費比率	9.0 (25.0)	8.4 (25.0)
将来負担比率	86.2 (350.0)	84.7 (350.0)

健全化判断比率について  
嵐山町の健全化判断比率についてお知らせします。これは町が健全な財政運営をしているかどうかを表している指標です。なお、カッコの数値を超えるとは、財政見直しのための早期健全化計画の作成が必要となる数値です。町の現在の財政は、見直しが必要な数値にはなっておりませんが、引き続き健全な財政運営に努めていきます。皆さんのご理解ご協力をお願いします。

## 各種無料相談

※相談日が祝休日・年末年始にかかる場合は、お休みになるものもあります。事前にご確認ください。

名称	問合せ	内容	日時	相談場所等
行政相談	地域支援課 ☎62-2152	行政に関する苦情など	11月13日(水) 13時30分～ 16時30分	・役場3階 総合相談室 ・総務省関東管区行政評価局「行政苦情110番」 ☎0570-090110
法律相談	地域支援課 ☎62-2152	日常生活上生じた法律的問題(相続、離婚、多額の借金など)	11月19日(火) 13時30分～	・役場204会議室(予約制 先着6人)
人権相談	地域支援課 ☎62-2152	人権侵害やいじめ、家庭内の問題など	11月15日(金) 10時～15時	・役場3階 総合相談室
消費生活相談	企業支援課 ☎62-0720	商品契約やサービスなど	毎週月～金曜日(祝日除く) 10時～12時、13時～16時(受付15時30分まで)	・東松山市役所本庁舎2階(地域支援課) ☎23-2221 ・消費生活支援センター川越(☎049-247-0888)
教育相談	教育委員会事務局 ☎62-0823	幼児・小学生・中学生及びその保護者の教育に関する色々な悩みなど	毎週金曜日 15時～	・役場3階 教育相談室
人権相談(法務局)	さいたま地方法務局東松山支局 ☎22-0379	不当な差別やいじめなど人権に関する相談	毎週水曜日 9時～16時	・さいたま地方法務局東松山支局電話可来庁可(予約不要)
税理士による無料相談	税務課 ☎62-2153 ※要予約 申込期限 12月3日(火)	税理士による贈与税や相続税などの各種税金に関する相談	12月10日(火) 10時～12時	・役場 税務課 ※町内に在住・在勤の方が対象です
障がい者無料法律相談110番	埼玉弁護士会法律相談センター ☎048-710-5666	障がい者の方々の法律相談に弁護士が直接、電話とFAXでお答えします	12月9日(月) 10時～16時	相談専用番号(当日のみ利用可) ☎048-837-1022 FAX048-837-1005(事前申込不要)
障害年金講演会及び個別相談会	社会保険労務士「年金サポート会」渡部 ☎04-2949-1507	障害のある方、そのご家族、障害に関心のある方を対象とした年金に関する相談	12月1日(日) 講演会 13時30分～ 個別相談会(予約者優先) 14時30分～16時	・ふれあい交流センター
県北総合相談センター出張法律相談(要予約)	申込み 総合相談センター ☎048-838-7472 問合せ 埼玉司法書士会事務局 ☎048-863-7861	相続、遺言、登記、債務整理、成年後見、不動産の名義変更など	①11月19日(火) 13時30分～ 16時30分 ②11月21日(木) 13時30分～ 16時30分	①寄居町中央公民館 ②深谷市男女共同参画推進センター(アリオ深谷3階) ※面談相談(1組1時間)
傾聴相談「わかばのきもち」	嵐山町社会福祉協議会 ☎62-0722	職場や人間関係の悩みなど	※お申し込み後に調整します	嵐山町社会福祉協議会相談室または相談者の指定する場所
結婚支援事業相談	嵐山町社会福祉協議会 ☎62-0722	「縁ジェルサポーター」による結婚支援	11月24日(日) 9時30分～12時(毎月第4日曜日)	嵐山町社会福祉協議会相談室